支援①商談伴走支援に係る募集要項です

令和８年度地域特産品（食品）の
オンライン活用による販路開拓支援事業
商 談 伴 走 支 援 （ 専 門 家 支 援 ）
参 加 事 業 者 募 集 要 項

募集期間：令和８年 11 月２日（月）～ 同年 11 月 20 日（金）

東京都　産業労働局　商工部　経営支援課

【お問い合わせ先】

「東京都地域特産品の販路開拓支援」運営事務局

電　　話：050-5445-6697（平日　９時～17 時）

Ｅメール：ADE.JP.tokyo-tokusan@jp.adecco.com

※本事業受託者：アデコ株式会社

支援①商談伴走支援に係る募集要項です

1. 事業概要

東京都では、地域特産品（食品）の販路開拓を後押しするため、オンラインを活用した、取引先の開拓支援（商談伴走支援）を実施し、東京都地域特産品認証食品の認証を受けている事業者の、販売スキルの向上を図ることとしております。

2. 支援内容　※支援①商談伴走支援（専門家支援）

新たな取引先を開拓できるように、オンラインを活用した「商談」に向けて、専門家が、商談用資料作成のサポートや商談対策などの準備から、商談後のフォローまで伴走支援を実施します。

また、販売戦略や広報施策に関するセミナーや個別相談会、メルマガでの情報発信など、豊富な支援メニューをご用意しています。

■オンラインを活用した「商談」に向けたサポート

地域特産品の開拓支援における専門家が、商談準備から商談同席、商談後のフォローまで一貫した伴走支援を実施します。

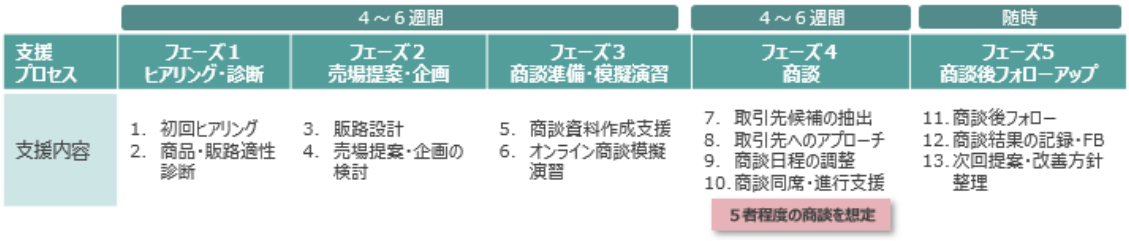
・商品ヒアリングのもと、各事業者に合った適切な取引先リスト（約 20 者）を作成し、そのうち５者程度の商談を設定します。

・商談に向けた資料の作成や商談の模擬演習も含めてサポートし、事業者様の商談スキルの向上につなげます。

・商談に専門家が同席し、進行や質疑応答にも適切にサポートします

・商談後にフィードバックも行い、改善につなげるアドバイスを行います。

【支援フローイメージ】



■専門家を講師に招いた特別なセミナーや、個別相談会によるアドバイス支援

・令和８年度は年２回（12 月、１月）の実施を予定しています。

・最新情報は募集広報用ホームページ（https://tokusan.metro.tokyo.lg.jp/）にてご案内します。

※セミナー・個別相談会は、東京都地域特産品認証食品の認証を受けた事業者が対象です

■地域特産品に関するイベント情報やノウハウ獲得につながるコラムなど、メルマガでの情報発信

・地域特産品の展示・商談イベント等に関する情報を配信します。

支援①商談伴走支援に係る募集要項です

・本事業を通じた販売・広報データの分析結果など、今後の販路開拓に活用いただける内容をまとめたコラムを配信します。

3. 募集概要

(1) 応募期間

令和８年 11 月２日（月）～ 同年 11 月 20 日（金）

※応募が規定数に達した場合は、早期に締め切る場合もあるためご了承ください。

事業説明会の実施

本事業について各支援内容の概要や特徴について詳しくご案内いたしますので、お申込みをご検討中の方は、ぜひ説明会にご参加ください。

■説明会日程

2026 年 11 月 6 日（金）15:30～16:00（約 30 分程度）

■実施方法

オンライン（申込いただいた方に後日会議 URL を送付します）

■申込方法

下記応募フォーム（Microsoft Forms）よりお申込みください。

https://forms.cloud.microsoft/e/uEmKX8udhG

※こちらは**事業説明会の応募フォーム**です

(2) 応募方法

下記応募フォーム（Microsoft Forms）より必要事項を入力のうえ、応募してください。

https://forms.cloud.microsoft/e/Hq73dvRd6s

※こちらは**支援①商談伴走支援の応募フォーム**です

ご応募後に、事務局より内容確認のためお電話をさせていただくことがあります。

(3) 募集条件

・申請時に東京都地域特産品認証食品の認証を受けている事業者

(4) 定員

・10 者程度

(5) 審査

申込内容に基づき、審査を行います。

申込内容と異なる事実が判明した場合は、審査を中止することがありますので、ご留意ください。

なお、審査に関する個別のお問い合わせにはお答えいたしかねますので、予めご了承ください。

(6) 審査結果

すべての申込者に対し、令和８年 11 月 27 日（金）までに選定の結果をＥメールもしくはお電話にて通知する予定です。審査経過及び結果に関する質問は一切受け付けませんのでご了承ください。

(7) 留意事項

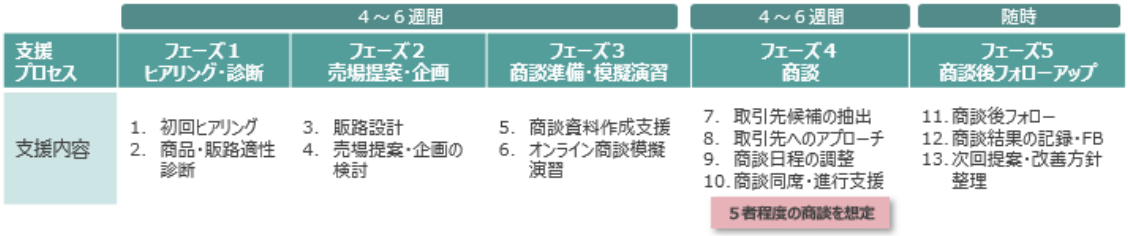
・本募集要項（別紙「令和８年度地域特産品（食品）のオンライン活用による販路開拓支援事業 支援①商談伴走支援への参加に関する規約」を含む）の内容を確認したうえでご応募ください。

・ご応募いただいた内容で審査を始め、基礎データとして本事業終了まで使用いたしますので、間違いのないようご記入ください。

(8) スケジュール

期日	内容
11 月 2 日（月） ～11 月 20 日（金）	参加申込（Microsoft Forms）
～11 月 27 日（金）	審査結果発表 ・決定次第、随時審査結果をご連絡します
審査結果ご連絡後 ～３月 31 日	支援実施 ※詳細はマニュアルを参照願います

【支援フローイメージ】



(9) 申込情報の取扱い

・ご記入いただいた情報に不備や疑義がある場合など、再提出・追加提出を求めることがあります。

・円滑な事業運営のため応募フォームにご記入いただいた情報や、必要に応じてご提供いただく情報を東京都が指定した業務委託先や事業運営上の関係者に提供することがありますので予めご了承ください。また、東京都の施策及びこれに関連する各種事業案内やアンケート調査依頼等を行う場合があります。

(10)個人情報の取扱い

・取得した個人情報は「個人情報の保護に関する法律」に基づき取扱い、業務委託先等も同様に取扱い

を行います。

・詳しくは「個人情報の保護に関する条例及び制度運用について」をご参照ください。

https://www.soumu.metro.tokyo.lg.jp/01soumu-johokokaika/kojinjoho/gaiyo

①個人情報の収集目的

・本事業の円滑な運営のために、必要な範囲で個人を特定できる情報を収集します。

・また、お問い合わせに対する対応や、申込者への連絡事項など、本事業の円滑な運営に必要な範囲で、必要と判断される個人情報を収集します。

・個人情報を収集する際は、申込者ご本人の意思による情報の提供を原則とします。

②個人情報の利用制限

・個人情報は、収集目的の範囲内で利用いたします。

・個人情報の収集目的を超えた利用及び提供は、法令に基づく場合等を除き、一切いたしません。ただし、統計的に処理された利用者属性等の情報については、個人情報を一切含まないものに限り、公表することがあります。

③個人情報の管理

・収集した個人情報については、慎重に管理し、漏洩、不正流用、改ざん等の防止に適切な対策を講じます。委託先等においても同様に適切な対策を講じます。

(11)募集に関する問い合わせ先

「東京都地域特産品の販路開拓支援」運営事務局

電　　話：　050-5445-6697（平日 9:00～17:00）

Ｅメール：　ADE.JP.tokyo-tokusan@jp.adecco.com

(12)その他

事業への参加費は無料ですが、オンライン商談等に係る自社で使用するインターネット回線の利用料等については事業者負担となりますので、予めご了承ください。

なお、本支援では、商談やテストマーケティングにあたり、試食・品質確認等を目的として商品サンプルを取引先へ提供する場合があります。提供数量・送付先は、事前に事務局より事業者へご相談のうえ決定します。

※サンプルとして提供する商品および送付に要する費用（送料等）は、事務局が負担します。

支援①商談伴走支援に係る募集要項です

別紙

令和８年度地域特産品（食品）のオンライン活用による販路開拓支援事業
支援①商談伴走支援への参加に関する規約

1　参加企業の審査

東京都は、応募フォームの記載内容に基づき、参加事業者を審査し、選定します。審査後、申込者に送付する参加の決定通知をもって、参加の承認といたします。

2　参加承認後の参加取消

東京都が申込者の参加を承認した後の参加取消は、やむをえない事情による場合以外は認められません。また、応募者の都合により参加を取消した場合、東京都はそれにより生じた一切の損害について責任を負いません。

3　自己負担

オンライン商談等に係る自社で使用するインターネット回線の利用料等

4　参加に関すること

(1) 参加者は、応募フォームに必要事項を記載します。ご記入いただいた内容で、審査を始め、商談資料の作成等の基礎データとして本事業の終了まで使用いたしますので、間違いのないようご記入ください。東京都が認めた場合を除き、内容の変更は、原則できませんので、ご留意ください。

(2) 東京都は、事業運営上の立場から問題があると判断した場合には、その処遇について決定する権限を有するものとします。なお、決定事項を実行する際は参加者の責任による行うものとします。

(3) 上記(1)から(2)により当該参加者に生じた損害について、東京都は一切の責任を負わないものとします。

(4) 参加者は、自らの責任において商品説明に応じるものとします。

(5) 東京都が成果把握のため実施するアンケートには、必ず回答していただきます。

5　損害賠償

(1) 東京都の参加承認後、参加者の都合により参加を取り消した場合、参加者はそれにより生じた一切の損害について責任を負うものとします。

(2) 東京都は、天災、その他不可抗力による事業中止によって生じた参加者及び関係者の損失及び損害は補償しません。

(3) 東京都は、本支援において参加者と取引先との商談が成約した場合における、面談・契約内容などに関し、その責任を一切負いません。

6　書類の提出

参加者は、東京都から必要書類の提出を求められた場合、指定期日までに届け出なければなりません。

7　規約の遵守

・参加者は、参加の申込みをもって、東京都が定める本規約に遵守することに同意したものとします。

・参加者は、その参加に当たって、条例、規則、関係法令を十分に遵守するものとし、他人の著作権を含む知的財産権、肖像権その他いかなる権利も侵害しないこととします。万一問題が発生した場合は、参加者の責任と費用をもって適正に処理することとし、東京都はその責任を一切負いません。

8　著作権の取扱い

事業者が作成した商談資料等の著作権は事業者に帰属します。それ以外の本事業で製作した資料や写真・動画等の著作権は東京都に帰属します。

9　免責事項

(1) 本事業の全体スキームは、今後、変更になる場合があります。

(2) 本事業において、参加者が自己の不注意その他によって損害や不利益を被る事態が生じたとしても、東京都はその責任を負いません。

(3) 天災その他東京都の責任に帰することのできない事由により、本事業の一部または全部を中止せざるを得ない場合は、東京都は応募書類等の受領後であっても、本事業の一部または全部を変更または中止することがあります。その際、応募者が支払った本規約「３　自己負担」で定める費用を東京都が補償することはありません。